

工場等の立地のための財政的支援を受けたい

企業立地促進交付金(戦略的企業立地促進事業)

県内における企業の立地を促進し、また地域産業の空洞化を防止するため、企業が県内に工場等を立地しようとする際に交付金を交付しています(製造業の一部及びデータセンターの新設・増設の場合は、別途特例がありますので、詳細につきましては右記問い合わせ先までご相談ください)。

区分	対象業種	交付要件 (①、②の全てを満たすもの)
移転	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く) データセンター デザイン業 機械設計業	①土地を除く設備投資額5億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②建物内の生産または事業用施設の床面積1,000㎡以上
新設または増設	製造業	①土地を除く設備投資額5億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く) デザイン業 機械設計業	①土地を除く設備投資額1千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間2百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	コンタクトセンター	(北九州市、福岡市以外に立地する場合) ①土地を除く設備投資額1千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間2百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。 (北九州市、福岡市に立地する場合) ①土地を除く設備投資額3千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間6百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用50人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	道路貨物運送業 データセンター	①土地を除く設備投資額3億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。

活用方法

この制度の適用に際しましては、事業の概要を伺う必要がありますので、新設・増設及び移転に伴い、当交付金の交付を希望される方は、右記問い合わせ先までご相談ください。

対象・交付要件・交付内容

- 新設・増設：県内に新たに工場等を設置、または増設する場合
- 移転：県内にある既存工場等を廃止し、県内の他の場所に工場等を移転させる場合

区分	交付金の積算根拠	限度額
移転	1 生産または、事業の用に供する施設の床面積 1 ㎡あたり、3,000 円 2 社宅の取得・改修費の 2%（社宅を 3 戸以上取得若しくは改修する場合） 3 社宅の年間賃借額の 1/2（社宅を 3 戸以上賃借する場合） 4 操業開始から 3 年間に新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円	5 億円
新設または増設	1 設備投資額（用地取得費を除く）の 2% ※なお、特例①の場合は 2.5%、特例②の場合は 3% に相当する額 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の 1/2 3 社宅の取得・改修費の 2%（社宅を 3 戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の 1/2（社宅を 3 戸以上賃借する場合） 5 操業開始から 3 年間に新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円 上記 1～5 で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77 以上：1/2、0.63 以上 0.77 未満：3/4、0.63 未満：×1） ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5% を加算する。	1 億 5 千万円 ※設備投資額が 50 億円以上、かつ県民の新規常用雇用 50 人以上の場合 3 億円 ※設備投資額が 50 億円以上、かつ県民の新規常用雇用 100 人以上の場合 5 億円 ※特例 ①設備投資額が 100 億円以上、かつ県民の新規常用雇用 150 人以上の場合、最高額は 8 億円とする ②設備投資額が 300 億円以上、かつ県民の新規常用雇用 300 人以上の場合、最高額は 10 億円とする
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の 2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の 1/2 3 社宅の取得・改修費の 2%（社宅を 3 戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の 1/2（社宅を 3 戸以上賃借する場合） 5 操業開始から 3 年間に新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円 上記 1～5 で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77 以上：1/2、0.63 以上 0.77 未満：3/4、0.63 未満：×1） ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例 総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記 1 に市町村の財政力指数を加味した交付率に 5% を加算する。	1 億円
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の 2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の 1/2 3 社宅の取得・改修費の 2%（社宅を 3 戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の 1/2（社宅を 3 戸以上賃借する場合） 5 操業開始から 1 年間に新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円 上記 1～5 で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77 以上：1/2、0.63 以上 0.77 未満：3/4、0.63 未満：×1）	
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の 2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の 1/2 3 社宅の取得・改修費の 2%（社宅を 3 戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の 1/2（社宅を 3 戸以上賃借する場合） 5 操業開始から 3 年間に新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円 上記 1～5 で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77 以上：1/2、0.63 以上 0.77 未満：3/4、0.63 未満：×1）	

※交付額 1,000 円未満の端数は切り捨て

お問い合わせ先

福岡県商工部企業立地課 立地支援係

TEL: 092-643-3839 FAX: 092-643-3443 <https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>